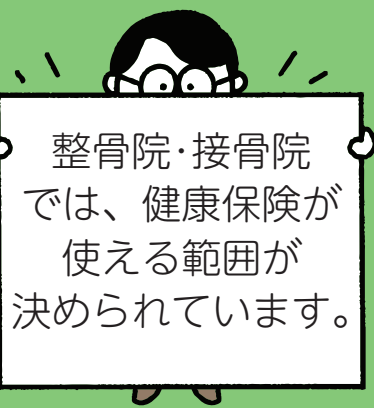




ご存じですか？ 整骨院・接骨院の 正しいかかり方



整骨院・接骨院
では、健康保険が
使える範囲が
決められています。

【健康保険が使える場合】

- ねんざ だぼく
・ 捻挫・打撲

転んだ、ひねった、ぶつけたなど、ケガした原因がはっきりと分かる痛み

- ざしょう
・ 挫傷（肉離れ）

- こっせつ だっきゅう
・ 骨折・脱臼

応急手当のみ認められます。

応急手当後も引き続き施術を受ける場合は医師の同意が必要です。



【健康保険が使えない場合】

- 日常生活での単なる肩こり・筋肉疲労・体調不良
- 脳疾患後遺症・神経痛・リウマチ・ヘルニアなど慢性の病気
- 予防や慰安目的のマッサージ
- 内科的原因による症状
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病院や診療所などで同じ負傷等で治療中のとき



施術内容等について保険者からお尋ねすることがあります。整骨院や接骨院で施術を受けた場合は、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録や領収書等を保管し、ご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。

整骨院・接骨院に正しくかかる ために大切なこと

1 ケガの原因を正しく伝える

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるかなどケガの原因を正しく伝えましょう。ケガ以外や労災保険（通勤途中・勤務中のケガ）の場合は、健康保険が使いません。また、交通事故等による第三者行為の場合は、保険者に連絡してください。



2 「受取代理人」欄には自分で署名する

よく確認せずに署名をすることは、間違いにつながるおそれがあります。「療養費支給申請書」の下記の内容を確認してから「受取代理人」欄に自分で署名（サイン）又は、ぼ印をしましょう。

- 支払った金額と合っているか
- 施術日数は合っているか
(ひと月の整骨院・接骨院に行かれた日数)
- ケガをした箇所・理由は正しいか



3 領収証を必ずもらう

医療費通知と金額や内容に間違いがないか確認をお願いします。高額療養費や医療費控除の申請に領収証が必要となります。



4 施術が長期間かかる場合は 医師の診察を受ける

長期にわたって症状が改善しない場合、内科的要因も考えられますので、早めに医師の診断を受けることをお勧めします。

